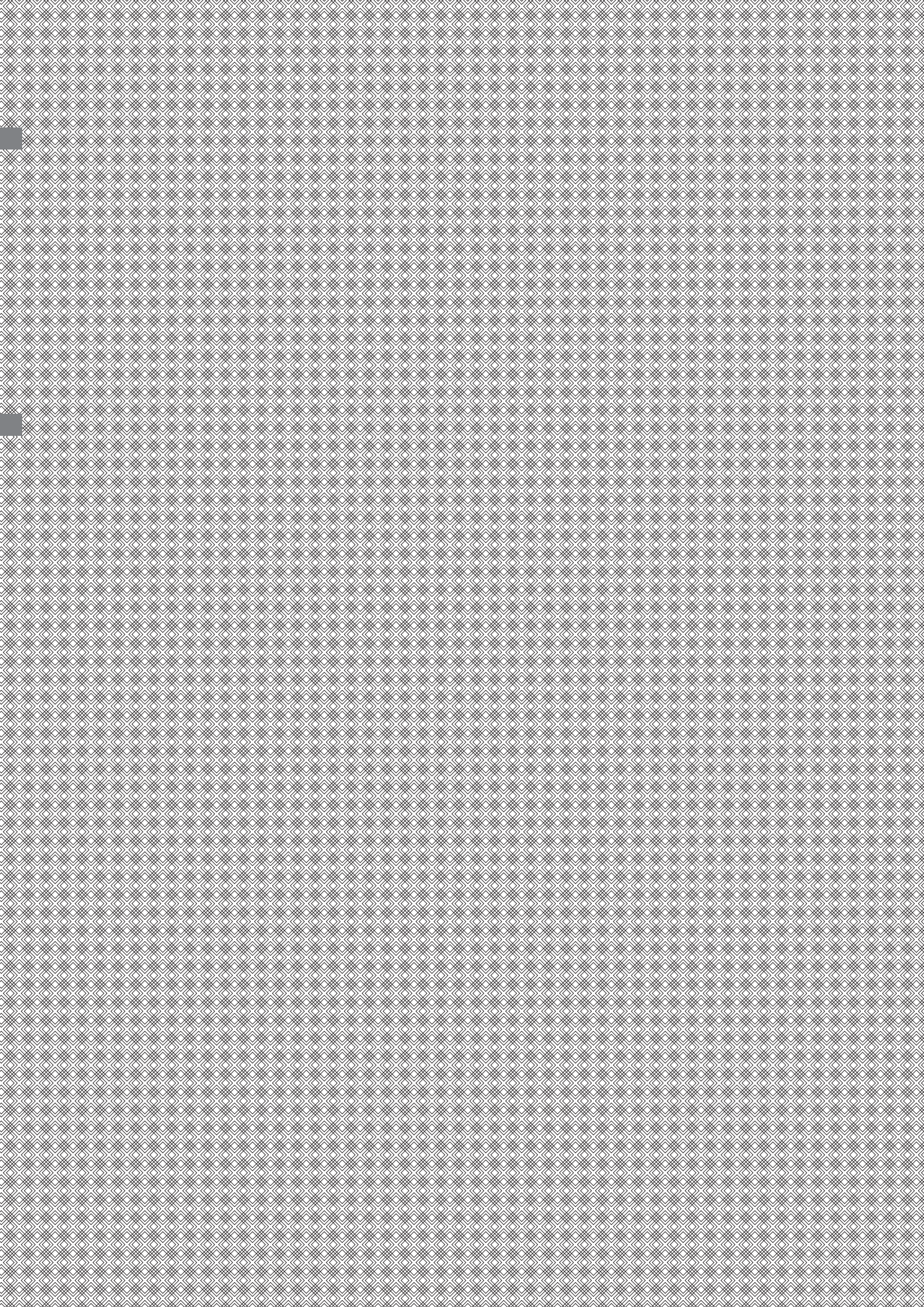


Z—76—D

法人税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和8年4月3日現在の施行法令等によって出題されます。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「D 1～D 8」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 — 50 点—

問 1 (40 点)

内国法人である株式会社 A (年 1 回 3 月末決算法人で、設立以来その発行済株式の全てが X に保有されている。以下「A 社」という。)は、国内に有する自社の土地(帳簿価額 30,000,000 円、時価 100,000,000 円)について、当期(令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)中に「他の者」に対価 40,000,000 円で譲渡を行い、直ちに「他の者」に引き渡した(以下「本件譲渡」という。)。本件譲渡について、次の【事実関係】を前提として、以下の(1)～(3)の問に答えなさい。

なお、【事実関係】以外の事項を考慮する必要はなく、また、(2)(3)の解答に当たっては、先行する問の解答と同じ税務上の処理や法的な理由となる部分がある場合には、その旨を記載するなど、簡潔に記載することで差し支えない。

【事実関係】

- ① 本件譲渡において、土地の時価と対価との差額部分には、実質的にみて対価性がなく、その時価に比して対価が低額であることについて経済的な合理性はない。また、本件譲渡は、「他の者」に対する接待、供応、慰安又は贈答の目的や、A 社の広告宣伝の目的で行われたものでもない。
 - ② A 社は、本件譲渡について、適正に経理処理を行っており、事実の隠蔽や仮装による経理は行っていない。
- (1) 「他の者」が株式会社 B (年 1 回 3 月末決算法人で、その発行済株式を X に保有されておらず、また、A 社とは一切の資本関係がない。以下「B 社」という。)である場合、A 社と B 社それぞれの本件譲渡に係る当期の所得の金額の計算に関する税務上の処理について、その法的な理由を付して答えなさい。
 - (2) 「他の者」が株式会社 C (年 1 回 3 月末決算法人で、設立以来その発行済株式の全てが X に保有されている。以下「C 社」という。)である場合について、X が①個人株主であるとき、②法人株主であるとき、のそれぞれの場合における A 社と C 社それぞれの本件譲渡に係る当期の所得の金額の計算に関する税務上の処理及びこの処理に伴って必要となる手続について、その法的な理由を付して答えなさい。
 - (3) 「他の者」が次のイ又はロに掲げる個人である場合における A 社の本件譲渡に係る当期の所得の金額の計算に関する税務上の処理について、その法的な理由を付して答えなさい。

なお、本件譲渡は、イ及びロのいずれについても退職給与の支給に該当しないことを前提とする。

イ A社の専務取締役 a

なお、A社の定時株主総会など所定の手続を経て決定されたaの役員給与は、年額36,000,000円で、毎月3,000,000円の同額にて銀行振込により支払われており、法人税法上の損金算入要件を満たしている。

ロ aの配偶者であるA社の経理担当の使用人 b

なお、A社の全ての使用人に等しく適用される就業規則に基づき、A社とbとの間で締結された雇用契約の定めに従って、3,600,000円(毎月300,000円)が銀行振込により支払われている。

問2(10点)

東京都内に所在するAマンションでは、Aマンション並びにその敷地及び附属施設の管理等を行うことを目的として、区分所有者全員によって、当該区分所有者の1人を理事長とするAマンション管理組合(以下「A組合」という。)が構成されている。A組合は、移動体通信業者Bより携帯基地局(アンテナ)を設置するためにAマンションの共用部分である屋上部分を使わせて欲しいとの要請を受けたため、A組合の総会の決議に基づき、移動体通信業者Bとの間に令和8年4月1日以降の期間で建物賃貸借契約を結び、毎月適正な賃料の支払を受けることとなった。

この場合において、次の【事実関係】に基づき、A組合の課税関係について、その法的な理由を付して答えなさい。

なお、【事実関係】以外の事項を考慮する必要はなく、また、A組合に納税義務が生ずる場合には、適用される税率、事業年度のほか、経理に当たって税務上求められる株式会社の場合とは異なる事項及び所轄税務署に対して行うべき株式会社の場合とは異なる手続についても述べること。

【事実関係】

- (1) A組合は、建物の区分所有等に関する法律第47条第1項の適用を受けて法人となったものの(いわゆる管理組合法人)には該当しない。
- (2) A組合は、①団体としての組織を備え、②多数決の原則が行われ、③構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、④その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していると認められる。
- (3) A組合では、上記賃料を収入するほか、各区分所有者から管理費を徴収し、連絡文書の印刷やAマンション及びその敷地の清掃に要する費用を支出しており、これらの収支について、随時総会で会計報告をしているが、規約等において特に会計期間は定められていない。

〔第二問〕 ― 50 点―

当社は、食品の製造業を営む内国法人の株式会社(資本金 50,000,000 円、従業員数 180 名、株主は全て個人株主)であり、設立以来每期継続して青色申告書を提出している。また、当社は、中小企業関係租税特別措置の適用が受けられないこととなる租税特別措置法第 42 条の 4 第 19 項第 8 号に規定する適用除外事業者には該当しない。当社の当期(令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)の法人税の課税関係につき、次の問に答えなさい。

なお、消費税及び地方消費税並びに資料に記載された内容以外の事項については考慮せず、所定の書類の提出及び保存は適正に行われるものとし、処理方法が複数ある場合には、納税者が最も有利になる方法を選択すること。

問 1 (40 点)

次の【資料 1】～【資料 5】に基づき、当社の当期における税務上調整すべき項目及び金額(加算・減算の別及び留保・社外流出の別並びにその総額)並びにその計算過程を、答案用紙の該当欄にそれぞれ答えなさい。また、税務上調整すべき金額がない場合には、その旨及びその理由を該当する計算過程欄に記載すること。

【資料 1】

- (1) 前期に損金経理した未払法人税等 11,894,600 円については、当期の納付に際して全額取り崩した。内訳は、法人税及び地方法人税 7,780,900 円、住民税 1,095,700 円、事業税 3,018,000 円である。
- (2) 当期の確定申告において納付することとなる法人税・地方法人税・防衛特別法人税の合計額 21,855,300 円並びに住民税 1,842,700 円及び事業税 8,227,400 円の見込額については、未払法人税等として損金経理した。
- (3) 中間申告に係る法人税及び地方法人税 5,662,500 円、住民税 677,800 円、事業税 3,635,000 円については、当期の費用として損金経理した。
- (4) 当社が当期に損金経理した租税公課には、次のものが含まれている。

① 固定資産税(延滞金 2,700 円を含む。)	4,201,200 円
② 役員の業務中における駐車違反の反則金	12,000 円
③ 登録免許税(令和 9 年 2 月に取得した土地に係るもの。)	3,414,200 円
④ 未払計上した不動産取得税(③に係るもので、納税通知書の通知日は令和 9 年 4 月 12 日である。)	2,560,600 円

【資料 2】

当社の当期における減価償却資産(貸付けの用に供されたものはない。)に関する事項は次のとお

りであり、これらの償却方法の選定について、何ら届出を行っていない。

種類	取得価額	期首帳簿価額	当期償却額	法定耐用年数
機械装置 A	28,000,000 円	1 円	—	10 年
器具備品 B	3,000,000 円	—	3,000,000 円	15 年
器具備品 C	350,000 円	—	350,000 円	4 年

- (1) 機械装置 A は、平成 27 年 2 月に事業の用に供したものであるが、令和 8 年 8 月に補修整備を行い、同年 10 月より再び事業の用に供した。この補修整備に要した費用 2,000,000 円については、当期の費用として損金経理している。なお、この補修整備は価値を高めるものではなく、耐久性を増すものには該当しない。
- (2) 器具備品 B は、令和 9 年 3 月に購入した 24 台分のキャビネット（1 台当たり 125,000 円）である。当社は、取得後直ちにこれらの全台を事業の用に供した。
- (3) 器具備品 C は、令和 9 年 3 月に取得した新品のパソコン 1 台であり、当社は、取得後直ちに事業の用に供した。なお、設置費用 25,000 円については、当期の費用として損金経理した。

◆平成 24 年 4 月 1 日以後に取得された減価償却資産の定率法の償却率等

法定耐用年数	4 年	10 年	15 年
償却率	0.500	0.200	0.133
改定償却率	1.000	0.250	0.143
保証率	0.12499	0.06552	0.04565

【資料 3】

- (1) 当社が当期において収受した配当等については次のとおりであり、当社は、配当等の額については当期の収益に計上し、源泉徴収税額については当期の費用として損金経理した。なお、次の株式は、全て内国法人に係るものであり、配当等に係る基準日は、それぞれ配当等の計算期間の末日である。

銘柄	計算期間	配当等の額	源泉徴収税額
D 社株式	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	20,000,000 円	0 円
E 社株式	令和 7 年 5 月 1 日～ 令和 8 年 4 月 30 日	3,800,000 円	581,970 円
F 社株式	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	1,200,000 円	0 円

- ① D 社の発行済株式数の 100% を、D 社の設立以来、継続して保有している。
- ② E 社の発行済株式数の総数は 500,000 株であり、当社の取得状況は次のとおりである。
 - ① 令和 7 年 4 月 15 日 5,000 株購入

- | | |
|-------------|----------|
| ㊦ 令和8年4月10日 | 3,000株購入 |
| ㊨ 令和8年6月12日 | 2,000株譲渡 |
- ③ F社の発行済株式数の総数は100,000株であり、当社の取得状況は次のとおりである。
- | | |
|-------------|-----------|
| ㊥ 令和6年1月15日 | 30,000株購入 |
| ㊦ 令和8年2月10日 | 10,000株購入 |
- (2) 当社は、内国法人であるG社の発行済株式を数年前より所有していたが、令和8年9月にG社から資本剰余金を原資とする10,800,000円(源泉徴収税額0円)の配当の支払を受け、同額をG社株式の帳簿価額から減額した。なお、G社の払戻しに関する資料は次のとおりである。
- | | |
|--------------------------|--------------|
| ① G社の払戻し直前の発行済株式数の総数 | 50,000株 |
| ② G社の払戻し直前の資本金等の額 | 120,000,000円 |
| ③ G社の減少した資本剰余金の額 | 30,000,000円 |
| ④ G社の前事業年度末の簿価純資産価額 | 180,000,000円 |
| ⑤ 当社が所有するG社の発行済株式数 | 18,000株 |
| ⑥ 当社が所有するG社株式の払戻し直前の帳簿価額 | 54,000,000円 |
- (3) 当期に支払った支払利子等の金額は次のとおりである。
- | | |
|----------|------------|
| ① 借入金の利子 | 4,452,300円 |
| ② 売上割引料 | 1,659,000円 |
| ③ 手形売却損 | 250,000円 |

【資料4】

- (1) 当社の当期末の貸借対照表に計上されている債権等については、次のとおりである。
- | | |
|----------|--------------|
| ① 売掛金 | 759,353,000円 |
| ② 電子記録債権 | 145,750,000円 |
| ③ 未収入金 | 4,008,000円 |
| ④ 貸付金 | 36,000,000円 |
| ⑤ 保証金 | 3,800,000円 |
- (2) 貸付金は全てH社に対するものである。H社は、令和8年3月10日に再生計画認可の決定を受け、当社の有していた貸付金50,000,000円について次の事項が決定した。なお、この貸付金にはH社所有の土地(時価12,000,000円)が担保に供されている。当社は、前期の決算において切り捨てられた金額を貸倒損失として損金経理するとともに、弁済の見込みがないと認められる部分の金額を貸倒引当金勘定に繰り入れた。また、今期の決算においても同様に貸倒引当金勘定に繰り入れている。
- | |
|---|
| ① 当社の有する貸付金50,000,000円のうち、8,000,000円を切り捨てる。 |
| ② 貸付金のうち12,000,000円は令和15年3月末までたな上げする。 |
| ③ 残額の30,000,000円は、弁済回数10回の年賦により均等弁済で支払う。 |

- ④ 第1回目の支払日は令和8年5月末日とし、以後毎年3月末に3,000,000円を支払う。
- (3) (1)の債権等の中には関係会社(【資料3】参照)に対するものが含まれている。なお、関係会社の債権債務については、D社に対しては、売掛金65,333,000円及び買掛金776,225円があり、F社に対しては、電子記録債権750,000円及び電子記録債務9,952,000円がある。
- (4) I社に対する電子記録債権について、令和9年3月の支払期日に支払が行われず、同年4月に金融機関からI社に係る支払不能通知を受けた。このため、当社はI社に対して支払請求を行うとともに、I社に対する損失の見込額を貸倒引当金勘定に繰り入れた。なお、当社が当期末に有するI社に対する債権について電子記録債権3,950,000円があり、債務について買掛金420,000円及び預り保証金2,000,000円がある。
- (5) 未収入金の内訳は、次のとおりである。
- ① 未収地代(借地人から受け入れた敷金1,000,000円がある。) 3,500,000円
- ② 仕入れの割戻し(当該取引先に係る期末買掛金残高は290,000円である。) 358,000円
- ③ 社債の未収利子 150,000円
- (6) このほか、令和8年3月を最終取引日とするJ社に対する売掛金130,000円について、督促を行っていたが回収できなかった。J社は遠方にあり、取立てに要する費用は当該売掛金の額を上回ると見込まれることから、当社は、当該売掛金の全額を当期の決算において貸倒損失として損金経理した。
- (7) 当社の前3年以内事業年度における一括評価金銭債権の額及び貸倒損失の額は、次のとおりである。

事業年度		令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
一括評価 金銭債権 の額	D社	29,506,000円	31,111,000円	55,425,000円
	F社	490,000円	703,000円	990,000円
	その他	866,774,000円	921,823,000円	978,256,000円
貸倒損失の額		335,000円	502,000円	8,765,000円

- (8) 当社の平成27年4月1日から平成29年3月31日までの期間内に開始した各事業年度終了の時における一括評価金銭債権の額の合計額のうちに、当該各事業年度終了の時における債権とみられない部分の金額の合計額の占める割合は、0.00535である。
- (9) 当社の前期及び当期において損金経理により繰り入れた貸倒引当金勘定の金額は、次のとおりであり、前期に繰り入れた貸倒引当金勘定の金額は、当期において全額取り崩して収益計上している。なお、前期における一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額は5,255,365円であった。

	H社に対するもの	I社に対するもの	一括評価金銭債権に対するもの
前期	17,000,000円	—	5,000,000円
当期	15,000,000円	2,000,000円	10,000,000円

【資料5】

接待交際費として損金経理した金額は12,300,000円であり、その内訳は次のとおりである。

- | | |
|---|------------|
| ① 自社製食品詰合せ(単価2,500円)の中元・歳暮の贈答費用 | 1,300,000円 |
| ② 特約店に対する見本品の提供費用 | 800,000円 |
| ③ 令和8年5月に特約販売店に対して寄贈した当社名入りの冷蔵棚(法定耐用年数6年) | 750,000円 |
| ④ D社(【資料3】参照)役員との会議後の懇親会費(参加者15名) | 150,000円 |
| ⑤ 当期に取得した土地に係る地権者を接待した飲食費(参加者4名) | 500,000円 |
| ⑥ 租税特別措置法第61条の4第6項に規定する接待飲食費 | 8,800,000円 |

問2(10点)

当社の次の(1)～(3)の賃貸借契約及び(4)(5)のリース契約に係る取引について、次の【事実関係】を前提に、当社のこれらの取引に係る当期の損金算入額が最も大きくなるように計算した金額を、項目ごとに計算過程を示した上で、それぞれ該当欄に答えなさい。

【事実関係】

- (1)～(3)は法人税法第53条第1項に規定する賃貸借取引に該当し、(4)(5)は法人税法第64条の2第3項に規定するリース取引に該当するものとする。
- 減価償却資産の償却方法の選定について、当期の申告において選定した経過リース期間定額法に係る届出書以外の届出書は提出していない。
- リース料の中に元本返済額が含まれる場合には、当該返済額は均等に含まれているものとして計算すること。
- 平成24年4月1日以後に取得された減価償却資産の定率法の償却率等は次のとおりである。

法定耐用年数	5年	6年	7年	8年	10年
償却率	0.400	0.333	0.286	0.250	0.200
改定償却率	0.500	0.334	0.334	0.334	0.250
保証率	0.10800	0.09911	0.08680	0.07909	0.06552

- 当社は、オフィスビルのワンフロアを賃借するため、令和9年1月21日に甲社と賃貸借契約を締結した。契約期間は3年間(令和9年3月1日～令和12年2月28日)であり、1月あたりの家賃は1,000,000円である。当社は、契約時に権利金1,000,000円及び1年分の家賃12,000,000円の合計額を一括で支払っている。なお、この契約の更新時には権利金の支払いを要する。
- 当社は、アパートの1室について従業員の社宅として利用するため、令和8年6月2日に乙社と賃貸借契約を締結した。契約期間は3年間(令和8年7月1日～令和11年6月30日)であ

り、中途解約はできない。また、契約期間の開始日から3か月分の家賃を無償とするフリーレント期間が定められており、月額家賃は122,400円(賃料総額4,039,200円)である。当社は、契約に基づき令和8年9月10日に翌月分の家賃を支払い、以後毎月10日に翌月分の家賃を支払っている。

- (3) 当社は、新たに営業所を開設するため、令和8年7月10日に丙社と賃貸借契約を締結した。契約期間は2年間(令和8年9月1日～令和10年8月31日)であり、中途解約はできない。また、契約期間の開始日から6か月分の家賃を無償とするフリーレント期間が定められており、月額家賃は360,000円(賃料総額6,480,000円)である。当社は、契約に基づき令和9年2月20日に翌月分の家賃を支払い、以後毎月20日に翌月分の家賃を支払っている。
- (4) 当社は、令和6年8月1日に次に掲げる内容のリース契約を丁社と締結し、同日より事業の用に供した。リース料は契約日に80,000円を支払い、以後毎月1日に当月分を支払っている。このリース契約によるリース取引は、法人税法施行令第48条の2第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引に該当する。

資産の種類	取得価額	期首帳簿価額	月額リース料	リース期間	法定耐用年数
車両運搬具X	6,000,000円	4,400,000円	80,000円	5年	6年

(注)取得価額及び期首帳簿価額には、残価保証額1,200,000円が含まれている。

- (5) 当社は、リース会社戊社に対して次の①の機械装置Yを48,000,000円で売却すると同時に、当該機械装置Yをリース資産とする次の②のリース契約を戊社と締結し、引き続き事業の用に供している。リース料は契約日に700,000円を支払い、以後毎月1日に当月分を支払っている。本契約には残価保証額の設定はなく、実質的に金銭の貸借であると認められるリース取引に該当する。

① 譲渡した資産

資産の種類	取得日	取得価額	期首帳簿価額	法定耐用年数
機械装置Y	令和6年4月1日	80,000,000円	51,200,000円	10年

② リース契約

契約日	リース料総額	月額リース料	リース期間
令和8年4月1日	67,200,000円	700,000円	8年

